

(県内各市町村長) 殿

沖縄労働局労働基準部長

沖縄米軍基地労働者を対象とした石綿関連疾病に係る
労災補償制度等の周知について（広報誌掲載依頼）

平素より、労災補償行政の推進についてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内におきましては、石綿関連疾患の労災補償制度への相談・請求を多くの方からいただいている状況にあります。

特に当県におきましては、米国の施政下にあった復帰前に退職された沖縄米軍関係労働者への周知が課題となっております。

本土復帰前の沖縄米軍基地において石綿関連作業に従事していたことが原因で死亡した場合には、従前、国内法の適用は受けませんでした。平成23年8月26日より「石綿による健康被害の救済に関する法律」が適用されることになり、よりきめ細かな周知・広報が必要であると考えております。

つきましては、このような趣旨をご理解頂きまして、貴自治体が発行する広報誌に、石綿による健康被害の救済について案内する記事を、別添を参考に掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、併せて同封のリーフレットを死亡届等の受付窓口へ備え付けていただき、石綿関連疾患などで亡くなられた方のご遺族等への制度の周知にご協力をお願いいたします。

【連絡先】

沖縄労働局労働基準部労災補償課

TEL：098-868-3559

担当者：西原

沖縄の米軍関連施設で働いたことのある方
およびご家族の方へ

＜石綿による健康被害の救済について＞

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

※米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿にさらされる作業に従事した可能性があります。

◆石綿による疾病と認定された場合、労災保険制度
または石綿健康被害救済制度による給付を受け
られる場合があります。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

・沖縄労働局労働基準部労災補償課(労働者の方)

TEL 098-868-3559

・各労働基準監督署(労働者の方)

那覇 TEL 098-868-8040

沖縄 098-982-1263

名護 0980-52-2691

宮古 0980-72-2303

八重山 0980-82-2344

・独立行政法人 環境再生保全機構

TEL(フリーダイヤル)0120-389-931

米軍関連施設で働いたことのある方およびご家族の方へ

<石綿による健康被害の救済について>

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

過去に、米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿(アスベスト)にさらされる作業に従事した可能性があります。

◆石綿による疾病と認定された場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度による給付を受けられる場合があります。

●石綿が原因で病気になった場合の給付内容

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方	米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人)の遺族であって、本人が亡くなってから数年(★)が経過した方 ★年数については、具体的事情により変わります。	①沖縄復帰前に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方(本人) ②上記の遺族の方
給付内容(※)	①本人の方 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	・特別遺族年金(原則240万円/年) ・特別遺族一時金(1200万円)	①本人の方 ・医療費(自己負担分) ・療養手当(約10万円/月) ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金 など
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権はご本人が亡くなった日の翌日から5年で時効により消滅します。	平成34年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

※給付内容は個別具体的な事情により変わりますので、ご留意下さい。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

・沖縄労働局労働基準部労災補償課

TEL 098-868-3559

・各労働基準監督署

那覇 TEL 098-868-8040

沖縄 TEL 098-982-1263

名護 0980-52-2691

宮古 0980-72-2303

八重山 0980-82-2344

・独立行政法人 環境再生保全機構

TEL(フリーダイヤル)0120-389-931

